

第Ⅸ章 総 括

第1節 煙道付き炉穴について

(1) はじめに

広久保遺跡では長崎県北部で初めて煙道付き炉穴（連穴土坑）を検出した（註1）。この種の遺構はこれまで諫早市を中心とした県中央部と島原半島でしか見つかっていなかったものである。ここでは炉穴の研究史を概観し、本県での状況をまとめておきたい。

(2) 研究史抄

最近の九州における、学史を踏まえての炉穴研究としては、緒方勉や新東晃一による研究がある。緒方は熊本県瀬田裏遺跡の報告書のなかで、炉穴と集石遺構について考察している。緒方は関東および九州の研究者による炉穴研究を検討し、「炉穴については東の関東地区と西の九州地区では類似の形態であることがわかり、地域の懸隔をこえ共通項で括することも可能であろう」として、東西の炉穴遺構が同じものであることを示唆した。さらに炉穴の機能については集石遺構に用いられる礫を焼くための焼礫遺構とする説や薫製施設説ならびに火種保存説に対しては疑問を投げかけている。そして炉穴の「主たる目的・機能はやはり何らかの食物調理施設とみるほかはない」と結んでいる（緒方1993）。

新東は南九州において早期前半に多く検出される「連穴土坑」とか「煙道付き炉穴」と名付けられた遺構を集成し、考察を加えている。同時に氏が主催する南九州縄文研究会ではこの種の遺構を実際に復元し、使用実験をも行っている。それら一連の考察の結果として氏は、炉穴が「薫製施設」であることをあらためて主張した（註2）。

重山郁子は関東の早期後半の炉穴と南九州の炉穴を比較検討するなかで、両者は同じものであると認識し、煙道付き炉穴も含めて「炉穴」とした（重山1995）。新東は重山の考察をさらに進めて、本来炉穴には煙道が伴い、煙道部そのものに薫製施設としての機能を見いだす立場をとる（新東1997）。したがって新東によると炉穴とは、足場と炉部（燃焼部）を有し、炉部の上部がトンネル状にブリッジをなし、煙道をつくるものということになる（新東1997）。このように南九州における炉穴研究は従来、炉穴のひとつのヴァリエーションとみられていた煙道付き炉穴こそ炉穴本来の姿で、その機能は薫製施設であるという結論に到達しつつある。

南九州におけるこのような炉穴の研究については、今後しだいに評価が定まっていくと思われ、今後の研究の進展に期待したい。

(3) 長崎県の炉穴研究

長崎県で、これまでに「炉穴」として報告された遺構は、諫早市西輪久道（にしわくどう）遺跡1基、同市平（じゃーら）遺跡1基、同市鷹野（たかの）遺跡A地点で10基、同B地点で20基、南高来郡国見町百花台遺跡で11基の総計43基である（註3）。以下、具体的に遺跡名をあげて検討していく。

①西輪久道遺跡（諫早市貝津町西輪久道）

諫早市西部の標高20m～24mの丘陵部に位置する。諫早中核工業団地造成にともなう緊急調査が、1978年（昭和53）から1979年（昭和54）にかけて長崎県教育委員会によっておこなわれた。炉穴とみられる遺構は2号炉址と名付けられたもので、N-15区の第Ⅲ層中に検出された。「楕円状の炉穴と考えられる土坑」とであると報告されている（副島・伴編1986）。

②平（じゃーら）遺跡（諫早市貝津町字平）

諫早市西部の標高26m～29mの丘陵部に位置する。諫早中核工業団地造成にともない長崎県教育委員

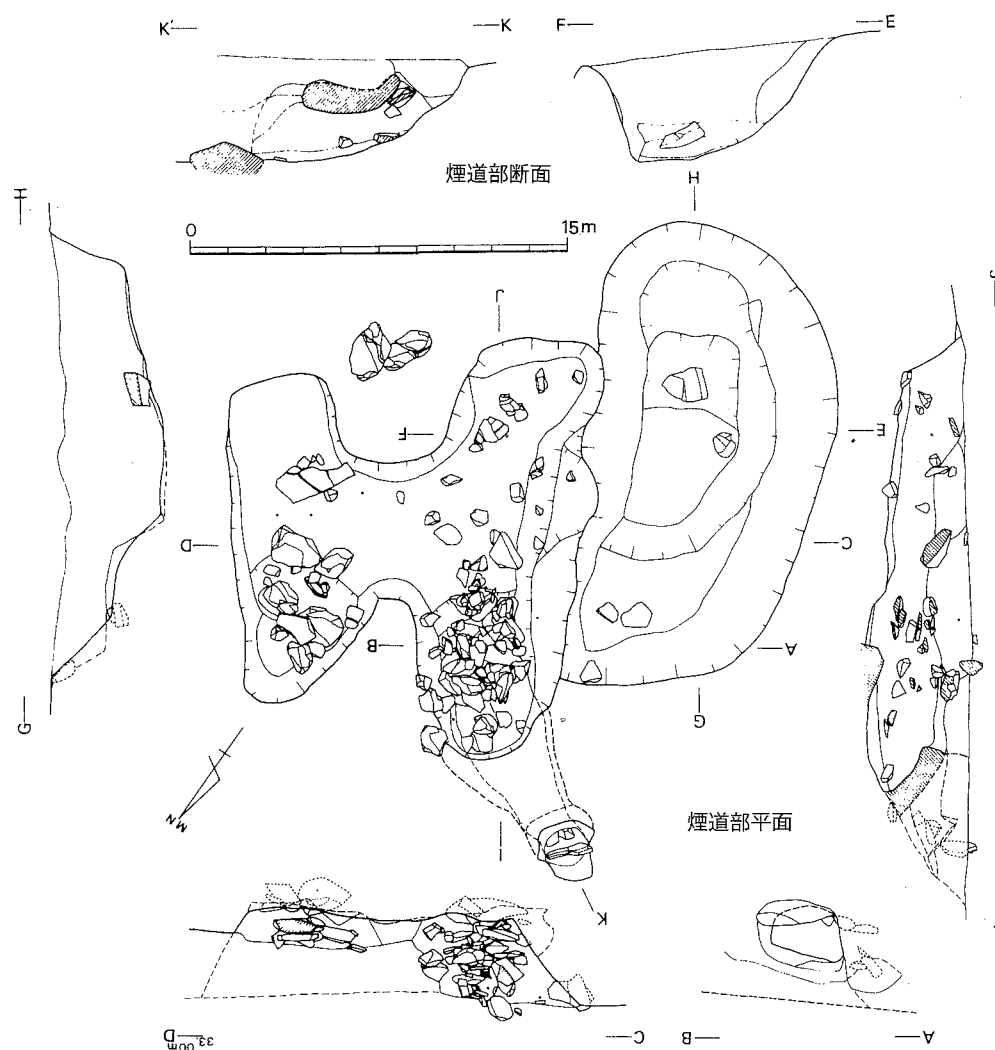
会の緊急調査によって調査された。西輪久道遺跡から南西500mの距離にある。検出された炉穴1基はN-12区の第II層・褐色粘質土層中より出土している（副島・片山編1983）。

③鷹野（たかの）遺跡（諫早市津久葉町）（第27図）

諫早市西部の標高24m～37mの低丘陵上に立地する。西輪久道遺跡の南西400mに位置する。諫早中核工業団地造成にともなう緊急調査によって発見された。炉穴はA地点の第II層で10基検出している。B地点では3群に分かれて20基が検出されている。とくにA地区J-7区で検出された15号炉穴は煙道部分が残存していた。煙道部分は高さ20cm，幅28cm，出口部分は径18cm程の円形で，礫石6個で閉塞していたという。炉穴内からはユリ科の球根が出土している。また15号炉穴の放射性炭素年代測定では 8970 ± 90 yBPの年代値がでている（副島・伴1986）。鷹野遺跡では15号炉穴のほかに1号炉穴，17号炉穴，29号炉穴の ^{14}C 年代測定もおこなわれている（註4・5）。

④百花台（ひゃっかだい）遺跡（南高来郡国見町）

島原半島中央部にそびえる雲仙の北麓の標高200mに位置する。1982年（昭和57）から1988年（昭和63）にかけて百花台広域公園建設および，県道国見～雲仙線改良工事に伴う調査がおこなわれた。百花台広域公園建設に伴う百花台D遺跡では，炉穴と報告されたものが4基検出されている（田川・副



第27図 鷹野遺跡の15号炉穴（S=1/30）

島・伴編1988)。さらに県道国見雲仙線改良工事に伴う調査では7基の炉穴が検出されている(田川編1994)。

(4) 若干の考察

本県の炉穴について、まとめた記述を行ったのは副島和明である。副島は鷹野遺跡の報告書のまとめの中で、検出した集石遺構と炉穴遺構に「石蒸しの調理用炉址としての用途が窺われ、相互に補完する状況」を想定し、具体的には「炉址に用いる礫石を焼く場所と調理用の炉址」とであると推定した(副島・伴編1986)。広久保遺跡でも炉穴から約3mほど離れて集石遺構が検出されている(第10図)。このように、集石遺構と炉穴をセットとする考え方は現在も一部の研究者にはあるようである。これに対して、栗田勝弘は「炉穴と集石炉の配置を同じ条件で別の角度から眺めれば、両者が遠距離に遺存する例が多い」として、両者をセットとする説を批判している(栗田編1983)。先述した緒方勉も「焼礫する手法にはわざわざ土坑を掘開する必要があるのだろうかの疑問がある」として否定的である。最近の研究状況を踏まえると、集石遺構と炉穴がセットで機能することを積極的に支持することはできない。

さらに副島は平遺跡の報告書のなかでも、県内の炉穴遺構を検討している。そこでは炉穴の形態による分類を試みている。それによるとⅠ類(楕円形状の掘り込みをもつもの)、Ⅱ類(煙道をもつもの)、Ⅲ類(円形を呈するもの)の3形態に分類し、Ⅰ類は大きさによってさらに2つに細分している。そして各遺跡から検出された炉穴を先の分類にあてはめているが、そこにはそれぞれの類型に属する炉穴の基数のみしか示されておらず、具体的な分類基準や、どの遺跡のどの炉穴がどの類型に入るのか明記されていないのが惜しまれる。

また各類型の所属時期についても触れてはいるが、報告書の記述のため、簡潔な表現となっている。報告書を読む限り、Ⅰ-a類の一部とⅡ類は新しく、早期中葉から後葉にかけてのものと考えているようである(副島・片山編1983)。

広久保遺跡の炉穴の発見によって今後、県北部での開地遺跡の調査でも炉穴が発見される可能性がでてきた。広久保遺跡で検出した煙道付き炉穴は子細にみると炉穴の主軸に対して、2つの土坑の長軸が直交するという形態である。南九州の集成資料を見る限り、主軸に対してそれぞれの土坑の長軸が平行するものがほとんどで、広久保のように直交する例はみられないようである。今後資料の増加を待って検討すべきことであろう。

(5) 煙道付き炉穴の年代について

煙道付き炉穴の埋土からは若干の細片の土器が出土したが、型式がわかるものは手向山式土器と思われる山形押型文土器が1点のみであった(第21図9)。手向山式土器の編年的位置は早期中葉末といわれる。また炉穴の埋土の放射性炭素測定年代は 9480 ± 80 yBP(補正 ^{14}C 年代)で、従来いわれている早期中葉の実年代観よりも約2000年ほど古い結果がでている(附編)。広久保遺跡の煙道付き炉穴は出土土器や検出状況からみて、手向山式土器の段階である可能性が最も高い。しかし ^{14}C 年代のみとりあげれば広久保遺跡の煙道付き炉穴も早期前葉のものでよいことになる。南九州の煙道付き炉穴の所属時期が早期前半ということとも矛盾しない。したがって現時点では広久保遺跡の煙道付き炉穴は、早期の段階であることには違いないが、 ^{14}C 年代が示す早期前葉なのか、手向山式土器の段階である早期中葉末であるのかについては結論を留保せざるをえない。

第2節 手向山式土器について

(1) はじめに

広久保遺跡の調査では手向山式土器の資料を比較的まとめた形で得ることができた。器形など、